

剣道四段・五段審査会（再審査を含む）実施要項

1 期 日

令和5年8月6日（日）午前10時から

（受付時間 午前9時10分～9時40分まで 時間厳守）

2 場 所

維新百年記念公園維新大晃アリーナ「武道館」

3 審査方法

全日本剣道連盟称号・段位審査規則及び（一財）山口県剣道連盟剣道・居合道・杖道称号段位審査規程による

4 受審資格

地区剣連の会員であること。

5 審査科目

実技、日本剣道形、学科（レポートを提出）

※ 学科に関しては先に指示した注意事項を厳守してください。

※ 社会体育指導者資格初級の認定を受けた者については、五段の学科審査を免除するものとする。

6 審査申込み

(1) 申込期限

令和5年7月28日（金）（期限厳守のこと）

(2) 審査料

四段 7, 150円、五段 8, 250円

(3) 昇段・登録料

四段 16, 620円・五段 22, 010円

（合格者には振込用紙をお渡ししますので、1週間以内に振り込んでいただくようになります。当日の徴収は行いません。）

(4) 送付先

○ 各地区剣連は、審査申込書を取りまとめて県剣道連盟事務局に送付して下さい。

※ 申込書に記載された名前に略字等が散見されますが、証書を作成するため

正確に記載して下さい。

※ 申込書の責任者欄に印漏れのないようにして下さい。

〒753-0083 山口市後河原237-1 警察体育館別館内
(一財) 山口県剣道連盟

○ 審査料は、郵便振替にて払い込みして下さい。(期限厳守のこと)

郵便振替 口座番号 01550-3-3820
加入者名 (一財) 山口県剣道連盟

7 安全対策

(1) 新型コロナウイルス対策

① 面を着装する場合の面マスクの着用は個人の判断とされているが、本審査会において、面マスクを着用しない場合は、口の部分を覆うシールドの着用をお願いする。

口の部分を覆うシールドのみを着装とする場合は、シールドの下部の隙間をスポンジ状の物等により塞ぐなど隙間防止の対策に努めること。

※個人の判断で、両方の着用(着装)も差し支えなし。

② 面を着装しない場合のマスク着用は個人の判断とするが、感染防止の面からは、マスクの着用に配慮すること。

③ 発熱等の体調異常で、新型コロナウイルス感染症に感染している恐れがある場合や感染者との濃厚接触(接触後5日間)は参加を見合わせることに。

④ 新型コロナウイルス感染症が収束したわけではないので、「三密の回避」「手指の消毒」等により感染防止に努めること。

(2) 一般的安全対策

参加者は、各自十分健康管理に留意してください。

審査会において傷害等が発生した場合は、主催者において応急措置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合の治療費は個人負担とする。

なお、主催者は参加者に対し傷害保険に加入(会場への往復途上は含まない。)する。※入院：日額5,000円 通院：日額3,000円

(3) 参加者は健康保険証を持参のこと。

8 個人情報保護法の対応

申込書に記載される個人情報は、山口県剣道連盟が実施する本審査会の運営及びホームページへの掲載報等のため利用する。

9 ビデオ撮影等について

県剣連が主催する大会、審査会、講習会及びその他の行事(以下「大会等」と

いう。)における写真・動画の撮影及び音声の録音(以下「ビデオ撮影等」という。)並びに撮影した映像及び録音した音声(以下「撮影映像等」という。)の取り扱いについては次のとおりとするほか、各大会等の開催要項で定めるところに従うこと。

- (1) 大会等の会場において、以下の条項に従って個人利用の目的でビデオ撮影等を行うことは差支えないが、営利目的又は不特定多数のものに公開若しくは頒布する目的で、これを行うことは禁止する。ただし、県剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。
- (2) 大会等の会場におけるビデオ撮影等は、これを禁止されていない場所で、大会等の運営を妨げないような機材、方法によることとし、他人に迷惑を及ぼさないよう配慮すること。
- (3) 大会等の会場における撮影映像等及びこれらのデータについては、有償、無償に関わらずこれを不特定多数のものに配付したり、またはインターネット上やその他の方法でこれを公開して拡散したりしないこと。ただし、県剣連から許諾を受けて行う場合はこの限りではない。